

第5章 市町村合併に関する県及び市町村の取組み

1 県の取組み

市町村合併は、市町村の意向を尊重し、その自主性・主体性を基本としながら進められるべきものである。県においては、これらの点を十分踏まえ、自主的な市町村合併を推進するため以下に示すような支援策を実施する。

(1) 自主的な市町村合併の推進のための支援策

気運の醸成

自主的な市町村合併を推進するためには、市町村関係者や住民等に対して市町村合併の必要性や効果等の幅広い情報提供を行うことが必要である。このようなことから、引き続き「市町村行政体制整備検討懇話会」等において、幅広く議論を重ねていただくとともに、講演会やシンポジウムの開催や支援、ホームページの拡充など継続的な情報提供を行う。

財政的な支援策の創設

自主的な市町村合併を推進するため、次の財政支援策を創設する。

ア 市町村や公共的団体等が行う市町村合併に関する調査研究事業、講演会及びシンポジウム等に要する経費に対して補助をする。

(補助率：1/2以内、上限：2,000千円/1事業主体・1年)

イ 市町村合併協議会(任意)を設置した市町村に対し、設置された年度から2か年を限度に、当該協議会の活動に要する経費に対して補助をする。

(補助率：1/2以内、上限：5,000千円/1協議会、期間：設置後2か年以内)

人的な支援策の充実

自主的な市町村合併を推進するため、上記の財政支援策のほか、次の人的支援策を行う。

ア 市町村や公共的団体等が行う市町村合併に関する講演会及びシンポジウム等に、当該団体からの要請に応じ、アドバイザーや講師を派遣する。

イ 市町村合併協議会(法定・任意)を設置する市町村からの要請に応じ、当該協議会への職員の参画等の支援を行う。

ウ 自主的な市町村合併を推進するため、庁内に専門的な検討等を行うプロジェクトチームを設置する。

エ 市町村や公共的団体等さらには住民からの市町村合併に関する相談や意見・質疑等に対して、一元的に対応するため、「市町村合併相談コーナー」を設置する。

その他の支援策

一定の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲することが住民福祉の向上と市町村合併の推進に資すると考えられることから、地方自治法第252条の17の2に基づく条例による事務処理の特例制度を積極的に活用する。

(2) 合併市町村に対する支援策

ア 合併市町村が、県と協議をして市町村建設計画に位置づける県事業については、速やかな実施に努める。

イ 市町村建設計画に位置づけられた市町村事業については、「地域活性化事業総合補助金」及び「市町村振興資金」の活用のほか県の補助事業の優先的採択に努めるとともに、必要に応じ県独自の財政支援を行う。

ウ 市町村合併に合わせて、県の各種計画等における圏域の見直しを必要に応じ検討するとともに、合併後の市制施行に伴う福祉事務所の設置等に伴い、合併後の市以外の地域における県の出先機関のあり方等について検討する。

2 市町村の取組み

市町村合併は、市町村のあり方に関わる重大な問題であり、市町村の主体的な取組みが重要である。市町村においては、次のような施策の推進を図ることが期待される。

市町村の将来像の検討

地方分権が推進される中で、市町村の自己決定権と自己責任の拡大を踏まえた行政体制の整備が求められている。市町村は、その行政体制を含む将来的なあり方について検討するとともに、住民に対してこれを提示することが期待される。

住民に対する広報・啓発

市町村の行政体制については、市町村及び地域住民が広範な議論を繰り広げ、自主的な判断のもとその方向性を決定していくべきものであると考えられる。市町村

は、市町村合併に関する講演会・シンポジウムの開催やパンフレットの作成等により、情報や議論の場の提供等を推進し、気運の醸成を図ることが期待される。

近隣市町村との連携

将来的な地域のあり方について、近隣市町村との間で話し合い情報交換を行うとともに、地域の一体的な将来像を描くなど共同して検討することが期待される。